

令和3年度第1回医療安全に係る監査委員会報告書

奈良県立医科大学附属病院の医療安全に係る監査委員会設置規程第5条1項に基づき、監査を実施しましたので、以下のとおり報告します。

1. 監査の方法

奈良県立医科大学附属病院の医療安全に係る監査委員会設置規程第5条1項に基づき、奈良県立医科大学附属病院における医療安全に係る業務状況について、管理者等からの説明の聴取により、監査を実施しました。

【日 時】 令和3年11月22日(月)16:00～18:00

【場 所】 WEB による開催(院長室横会議室)

【委 員】

委員長	和歌山県立医科大学 医療安全推進部長(病院教授)	水本 一弘
委員	弁護士(加藤高志法律事務所)	加藤 高志
委員	ボランティアグループ ラポール	松井 忠昭

2. 監査の内容

- ・インシデントホットラインについて
- ・医薬品の適応外使用の事例収集について
- ・医療機器の添付文書閲覧と研修について
- ・インフォームドコンセントについて

・インシデントホットラインについて

重大事案発生時に従来はメールで報告を行っていたが、24 時間対応の電話による報告に変更したとのことである。その目的は、安全メールの内容のブラッシュアップである。漠然とした内容である3B の中で、すぐに病院が把握しておく必要があるものや、重大事案を漏れなく拾い上げたいということ、そして現場の医師が自分たちで考えていく窓口になるようなことを考えて設定したとのことである。

引き続き、運用については報告を頂きたい。

・医薬品の適応外使用の事例収集について

適用外使用の申請の有無に関わらず、各診療科が未承認薬という認識があるものを、一旦提出してほしいということで、報告いただいたものとのことである。

個別の案件については、今後継続して精査するとのことであった。次回委員会の際に報告頂き

たい。

院内の適用外使用の運用ルールの周知を行ったとのことだが、風化させない取り組みが大切である。

・医療機器の添付文章閲覧と研修について

医療機器に関する安全管理研修について、例えば移動してきた者が使用方法を知っていると思っていたことに起因するヒューマンエラーもある。そういった職員の知識理解度の確認も引き続き取り組んでいただきたい。

・インフォームドコンセントについて

主に、以下の点について文言や運用の確認をした。後日委員から個別に意見等を提示する予定。

- ①個別同意と包括同意の定義
- ②未成年患者の両親の総意、意見が対立した場合
- ③既婚の未成年への対応
- ④精神疾患の医療保護入院の際の本人への説明の原則
- ⑤電子カルテから出力した説明書は、渡すだけではなく、追加説明のカルテ記載の部分もコピーして渡してほしい。
- ⑥初期認知症の患者への対応